

木材に関する留意事項

- ◆使用木材とは … 建築する住宅に使用する全ての木材(構造材、下地材、造作材)
縁側やウッドデッキは対象となるが、外構やテーブルなどの非固定式のもの是对象外
- ◆構造材とは … 土台、大引、梁・桁・胴差、通柱・管柱、束、棟木・母屋、垂木、根太、
筋交(違)、間柱
- ◆合法木材とは … 違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明された木材
- ◆県産出材とは … 県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明されたもの

補助金交付の申請から補助金を受け取るまでの流れ

: 申請者の手続き : 県等の手続き

申請者(建築主の方は、
工事請負契約締結・建築確認後、**土台
着手日前(※)までに、補助金交付申請書**
栃木県木材業協同組合連合会(以下「木協連」)
に**提出**してください。

令和4(2022)年6月1日から8月31日
までに土台着手するものが対象です。

※交付決定日(7月29日)より前に土台着手する場合は、誓約書(交付要領別記様式3号)の【交付決定前着手に係る事項】にチェックを入れてください。

■申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・案内図、配置図、各階平面図：A3版に縮小コピー
(建築確認申請に提出したもの)
- ・建築確認済証の写し・工事請負契約書の写し
- ・県税事務所の全税目の納税証明書
- ・市町の個人住民税の納税証明書
- ・債権者登録申出書 ※口座情報は誤りのないようご注意ください。
(以下は必要に応じて)
- ・建築確認申請書の写し(※必要に応じて第4面を添付)
- ・令和元年東日本台風罹災証明書(市町が発行する)
- ・補助額加算事項計画書

木協連が確認、栃木県(林業木材産業課)が
審査し、採択(交付決定)日以降に申請者あて
交付決定通知書を郵送します。

※採択は、県産出材使用量の多い順に採択しますが、
優先採択要件に該当する場合は、県産出材使用量
に関わらず、優先的に採択いたします。
(詳細は、表面もしくは、県HPをご覧ください)

上棟後、すみやかに上棟報告書を木協連に**提出**してください。
※上棟予定日45日以内に上棟報告書が提出されない場合、特段の理由
がなければ交付決定を取り消すものとします。

木協連が**現地確認**に
伺います。
※検査の立会い等、御協力を御願いたします。

**事業が完了(造作材の施工完了)後、
すみやかに実績報告書**
栃木県(林業木材産業課)に**提出**してください。
提出期限：令和5(2023)年3月10日(金)

- #### ■実績報告書類 ※事業実績の変更による増額は行いません。
- ・実績報告書
 - ・県産出材証明書、合法木材証明書
 - ・写真(県産出材を使用した主な場所と全景)
(以下は必要に応じて)
 - ・出荷証明書(森林認証材・JAS材に関する)
 - ・写真(県産石材・漆喰・伝統工芸品を使用した場所)
 - ・施工証明書(県産石材・漆喰・伝統工芸品に関する)
 - ・県産漆喰の原材料を証明する書類

栃木県(林業木材産業課)が検査し、**検査結果の通知**を申請者あて郵送します。

検査結果通知に同封した**補助金請求書**を提出してください。

補助金を口座に振り込みます!

問合せ先

栃木県 環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当 Tel.028-623-3277 【制度全般・県産出材について】

栃木県 産業労働観光部 工業振興課 地域産業担当 Tel.028-623-3199 【県産石材・伝統工芸品について】